

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	平成24年1月16日
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷869番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京丹後市 市長 中山 泰 電話 0772-62-1000		

主たる業種	市町村機関			細分類番号 9 8 2 1			
事業者の区分	第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガスの排出量を4.2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	副市長を本部長とする地球温暖化対策本部会議において、平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	22,369.2 トン	21,688.4 トン	21,401.7 トン	21,183.8 トン	-4.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	22,369.2 トン	21,683.7 トン	21,387.0 トン	21,169.1 トン	-4.3 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	H23においては電力需給逼迫に対応した各種節電の取組による削減率を分基準年度とで3%で見込む。H24~25は職員の意識向上による取組の徹底により対前年度比で削減率1%を見込む。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (m²床面積)	3.72	3.61	3.57	3.54	-3.60 パーセント
		事業活動に伴う排出の量					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		空調の温度管理、約3割の間引き点灯、クール・ウォームビズのほか機器の適正な運転管理に努める。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	16.0 ベント	38.0 ベント	50.0 ベント	83.0 ベント		
	(24) 年度					空調の温度管理、約3割の間引き点灯、クール・ウォームビズのほか機器の適正な運転管理に努める。	
	(25) 年度					空調の温度管理、約3割の間引き点灯、クール・ウォームビズのほか機器の適正な運転管理に努める。	
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤定期代の全額支給。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用促進					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	9.8 トン	9.8 トン	9.8 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	14.7 トン	14.7 トン	14.7 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	再生可能エネルギーの先導的導入。 小型風力発電設備、薪ストーブ等設置費補助金制度。 職員出前講座等による環境学習事業。						
特記事項	原単位あたりの温室効果ガスの排出量算定に係る本市の対象施設には、消防、保育所、病院、ゴミ処理施設、上下水道施設のみならず、指定管理制度による温泉施設、公園等多様かつ多くの事業所を対象とするため、1施設あたりの職員数が多く、排出量削減の指示が及ぶやすいため6戸舎及び複合福祉センターの7施設の数値を指標とする。また、以前は調査対象外であった指定管理制度による施設のH20~21年度分のデータ(53件分)把握が困難なため、H22年度を基準年度とする。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。